

「こもれ陽栗田2号館」指定認知症対応型共同生活介護  
〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野南福祉会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事・入浴・排泄等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。これにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助・支援を行うとともに、生活機能の維持向上を目指すことを目的とする。

(事業の方針)

第3条 事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型生活介護を提供するにあたって、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。また、「長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例」(平成24年長野市条例第59号)、「長野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例」(平成24年長野市条例第60号)に定める内容を遵守し、事業を実施する。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することによって、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業所の従業者は、指定認知症対応型生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス提供にあたり、懇切丁寧を旨とし、利用者や家族に対して、サービスの提供方法について理解しやすい説明を行うとともに、専門職としての責任を自覚し、常に誠意を持って質の高いサービスを提供できるよう研鑽し、従業者相互でサービスの管理と評価を行う。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。
- 5 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健・医療・福祉サービス事業者、地域住民等との連携に努める。
- 6 事業所は、利用者、利用者の家族、事業所の所在する市町村の職員、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に

1回以上、サービス内容及び活動状況等を報告し、会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

(事業所の名称等)

第4条 本体及びサテライト事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 本体名称 こもれ陽栗田
- (2) 所在地 長野市栗田字舍利田732番地1
- (3) サテライト名称 こもれ陽栗田2号館
- (4) 所在地 長野市栗田字舍利田715番地9

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

2 管理者 1名（常勤）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

3 計画作成担当者 1名以上（常勤）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

4 介護従業者 8名（常勤6名）以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 食事・入浴・排泄・着替え・口腔衛生・整容等、身の回りの介護支援
- (2) 日常生活の中での機能訓練
- (3) 日常生活上、利用者自身で行うことが困難なことの支援
- (4) 利用者の必要に応じた相談・援助及び趣味・嗜好に応じた活動の支援
- (5) 家族との交流の支援

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は次の通りとする。

- (1) こもれ陽栗田の定員は、1ユニット9名とし、2ユニットで計18名とする。
- (2) こもれ陽栗田2号館の定員は、1ユニット9名とし、2ユニットで計18名とする。

(入退居に際しての留意事項)

第8条 入居対象者は次の各号を満たした者とする。

- (1) 要支援2または要介護1以上の被認定者であり、かつ、主治医の診断書等において認知症の状態であること。
  - (2) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - (3) 自傷他害の恐れがないこと。
  - (4) 医療機関における常時の治療の必要がないこと。
  - (5) 従業者または他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような行為や宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと。
  - (6) 他の利用者が罹患する恐れのある感染症や伝染病がないこと。
  - (7) 利用契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する本事業の運営方針に賛同できること。
- 2 前項を満たした者でも入居後に心身の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合、事業所は当該利用者に退居を求める場合がある。
- 3 利用者の退居に際し、事業所は当該利用者と家族の意向を踏まえた上で、他のサービス機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な支援ができるように努める。

(介護計画の作成)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況や希望のほか、置かれている環境を踏まえて個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成と変更の際には利用者及びその家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 事業所は、介護計画に基づいて各種のサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理と評価を行う。

(利用料等)

第10条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 家賃 36,000円／月
- (2) 食材料費 36,000円／月 (ただし1ヶ月30日の場合)  
内訳として、朝食 280円／回  
昼食 500円／回  
夕食 370円／回  
おやつ 50円／回
- (3) 光熱水費 21,000円／月 (ただし、7月から9月及び12月から2月は23,000円)

2 その他日常生活において必要となる費用で、次に掲げる項目のほか、利用者の負担が適当と判断されるものについては、別に実費料金の支払いを受ける。

- (1) 医療に関する費用
- (2) 理美容料金
- (3) 日用品費（衣類・歯ブラシ・紙おむつ・化粧品等）
- (4) 個人的に使用する医療品
- (5) 個人的に使用する介護用品
- (6) 個人的に購読する新聞・雑誌等の購読料
- (7) レクリエーション費（材料費・入場料・外食等）

3 月の途中における入退居については、入退居を含めた利用日数分での日割り計算によって清算する。

4 外泊等の場合の食事代は、欠食分として減算する。ただし、家賃と光熱水費については月の定額による請求とする。

5 利用者は事業所の定める期日までに利用料等を現金または金融機関における口座振替等によって支払うものとし、事業所は支払いを受けたときに、個別の費用ごとに区分した領収書を交付する。

#### （医療対応）

第 11 条 利用する医療機関の選定は、利用者又は家族及び代理人との相談の上で決定する。その際、利用者が在宅生活時に利用していた医療機関を継続して利用することや、往診を受けていた医療機関がある場合は、その往診を継続することも可能とする。

2 利用者の心身の状態に急変もしくはその他の緊急事態が生じた場合、事業所は速やかに主治医に連絡するとともに、状況に応じては管理者の判断によって救命救急の手配を行う。

#### （入院中の対応）

第 12 条 管理者は、利用者が病院に入院した際、概ね 3 ヶ月以内に退院できる見込みが明らかな場合、利用者の希望を踏まえ、必要に応じて日常生活上の必要な便宜を図る。また、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後は再び事業所に入居できる。

#### （預り金等の管理）

第 13 条 預り金について利用者に自発的な意思がある場合、別紙「預り金等管理委託契約書」の締結に基づき、本事業所が安全かつ厳正な方法によってこれを保管し管理する。

#### （非常災害対策）

第 14 条 事業所は非常災害に備えて、消防計画のほか風水害や地震等の災害に対処するための計画を作成する。また、防火管理者は事業所で取り扱う火気や消防等について責任者を定め、年 2 回定期的に消火・避難・救助等その他必要な訓練を実施する。

#### (衛生管理及び従業者等の健康管理)

第 15 条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に努める。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う）を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、従業者に対して年 1 回以上の健康診断をする。

#### (身体拘束の防止)

第 16 条 事業所は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### (虐待の防止)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（秘密保持等）

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

2 事業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。

（苦情処理）

第19条 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の担当職員を置く。担当職員は問題の解決に向けて調査を実施し、利用者及び家族に対する説明並びに記録を整備し、報告等の必要な措置を講ずる。

（損害賠償）

第20条 事業所は、利用者に対するサービスの提供によって賠償する責を伴う事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行う。

（業務継続計画の策定等）

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第22条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後3か月以内

（2）継続研修 年2回

2 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を

背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の措置を講じる。

- 3 本事業所は、当事業を行うため、ケース記録等の必要な記録類を整備する。なお、すべての記録類は2年間保存する。（身体拘束・苦情・事故については5年間）
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は本会が定める。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から一部改正し施行する。

この規定は、令和5年3月27日から一部改正し施行する。

この規程は、令和5年4月1日から一部改正し施行する。